

令和 8 年度 第 2 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年5月7日（木） 午後1時30分～
場 所 J A うま総合経済センター 2階会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第7 諮問第1号 法定外公共財産(水路)の用途廃止について
(追加議案)
- 日程第8 議案第5号 四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

出席委員（18名）

2 前田和美	3 高橋忠明	4 石川光男	5 押条和司朗
6 喜井仁志	7 池田忠志	8 篠永賢二	9 星川俊夫
10 河村久仁彦	11 坂上宏	12 眞鍋正敏	13 曾我部清
14 川上國次	15 合田仁	16 村上佳清	17 寺尾悟志
18 鈴木敏也	19 石川武将		

出席農地利用最適化推進委員（22名）

2 石川茂	3 山下宏二	4 森川雅之	5 村上徳久
6 佐藤保之	7 宇高勉	9 竹本正行	10 大西久史
11 石川秀樹	12 三宅秀明	13 紀井正明	14 受川清男

15 三 好 昇	17 鈴木健太郎	18 伊 藤 浩 一	19 高 橋 藤 信
20 越 智 英 樹	21 近 藤 久 美	22 近 藤 章 仁	23 河 村 啓 之
24 竹 内 正 篤	25 山 内 浩 史		

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

1 脇 純 樹 8 鎌 倉 静 夫

出席した職員

事務局長	岩 崎 浩 樹	次 長	三 宅 栄 一	次 長	石川みちる
主 任	大 西 洸 喜				

第2回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年5月7日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 委員

8 番 鎌倉 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

6 番 喜井 委員、7 番 池田 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年3月16日解約。

番号2の案件については、令和8年3月15日解約。

番号3の案件については、令和8年3月31日解約。

番号4の案件については、令和8年4月11日解約。

番号5の案件については、令和8年4月13日解約。

番号6の案件については、令和8年3月31日解約。

番号7の案件については、令和8年4月15日解約。

番号8の案件については、令和8年4月1日解約。

以上、8件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。受人は現在市外に居住していますが、当市にある実家周辺の所有農地を耕作するため週1回程度車で通っており、トラクターなどの農機具を所有していることも確認しています。申請地も実家の近隣地で、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稻や里芋の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月8日に地元農業委員とともにヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は栗の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。許可後は柑橘と野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。許可後はアボカドの栽培を予定しています。

番号6の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻や柑橘の栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請されたもので、許可後はハーブやヨモギの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月8日にヒアリングおよび現地確認を行いました。

受人は、長年、家庭菜園の経験があり、現在、耕運機や草刈機などを所有しています。なお、申請地周辺の山林を所有し、樹木の植栽を行っておりますが、伐採や草刈りなど適正に管理がされていまして。許可後は家族で栗の栽培を計画しており、農地の管理は十分可能であると思われます。また、通作については週1回程度、自家用車で通う予定で、地域の取り決めごとを遵守しながら農業に従事していくことを確認しました。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案の

とおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は現在、実家にきょうだいと居住しておりますが、かねてより計画していた自己住宅を、相続により取得した申請地に建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、申請地は既に造成されていることから、申請人より始末書が提出されております。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は9件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は土地・建物等の売買、賃貸並びに管理をしている法人ですが、住宅や事業所が多数存在する申請地を借り受けての店舗建設用地の造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は紙・パルプの製造や不動産の賃貸借管理を営む法人で、申請地南側にある倉庫を関連会社に賃貸しておりますが、当該倉庫に勤務する従業員の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、父親が所有する申請地を借り受けての個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、子

供の誕生に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けての個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は遊技場を営む法人で、令和6年に遊技場をオープンし、駐車場不足を解消するため敷地周辺に駐車場を増設したところ、開発区域面積に対する緑地面積の不足が生じたため、隣接地を借り受けて緑地帯を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人はオートバイの販売及び飲食店の経営をしている法人で、現在、事業拡大のため、オートバイ展示場やイベント会場、また、用具等を収納する倉庫を建築中ですが、それに伴う駐車場が不足するため、既存施設の隣接地である申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は第1種農地ではありますが、例外許可事由にある既存施設の拡張に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は健康食品や日用品雑貨の輸入・販売、不動産賃貸業及び倉庫業などを営む法人で、当市にある取引先の物流会社から、事業拡大に伴い不足する倉庫の拡張を要望されており、物流サービスの多角的要望に柔軟に対応するための倉庫建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8と番号9は関連案件であるため、一括して説明いたします。

両案件について、受人が役員をしている建設会社の資材置場が不足していることと、現在の資材置場が市内中心部から離れており運搬業務に支障をきたしていることから、効率的に業務を実施するため、申請地を譲り受けての貸資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域である

ため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番と9番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第4号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定11件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、6年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10の案件については、5年間の使用貸借です。

番号11の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号11について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、
「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ
進達いたします。

議 長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、
を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、
説明いたします。

番号1の案件について、当該「水路」は申請者の所有地間にあり、有効利用
のため、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。

なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 4月27日現地を確認しました。当該「水路」は申請者の所有地間にあり、一
体利用するため払い下げを受け、有効利用するものです。地元土地改良区の
同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 最後に、追加議案、日程第8、議案第5号「四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 本日、追加議案として配布しております、議案第5号、「四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱」について、説明いたします。追加議案分の1ページをお開きください。

欠員となっておりました嶺南地区の農地利用最適化推進委員につきまして、4月1日から4月30日の1ヶ月間公募を行い、1名の応募がありました。この候補者について、5月1日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、委員の資格要件等について問題ないことを確認しましたので、その旨報告させていただくとともに、候補者、藤原雅秀氏を、農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、追加議案としてお諮りするものです。なお、任期は、令和8年6月1日から令和11年3月31日までとします。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明は終わりました。

委員の方で質疑等はございませんか。

委 員 （「特になし」との声）

- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議案第5号、「四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱」について、藤原雅秀氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、藤原雅秀氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決しました。
- なお、委嘱状交付式は、次回総会の開会前に行います。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
- これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
- ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 局 長 「礼」、お疲れ様でした。
- 閉会時間 (13 : 56)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

柳 条 和 司 朗

委 員

喜 井 仁 志

委 員

池 田 忠 志